

沿岸広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成28年2月9日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1）路線名 丸森権現堂線
- （2）供用開始の区間 大船渡市大船渡町字地ノ森32番4地先から54番地先まで
- （3）供用開始の期日 平成28年2月9日
- （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成28年2月9日から同年3月9日まで
- 2（1）路線名 遠野住田線
- （2）供用開始の区間 気仙郡住田町下有住字奥新切273番3地先内
- （3）供用開始の期日 平成28年2月9日
- （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成28年2月9日から同年3月9日まで